

## フランク時代の裁判風景(1)

### ——職権的証人訊問と判決発見人——

森 義信\*

#### 要 約

九世紀初頭、クール＝レーティエン地方はカロリング朝フランク王国に編入された。当地方のランクヴァイルで同じ頃(807年)、ある裁判集会(マルス・ブプリクス)が開催されている。二人の土地所有者が法廷に出頭し、彼らの土地所有権が不法に侵害されたとして、国庫を相手取って訴訟を起こした。

王権によってなされた土地収公にかかわるこの訴訟では、職権的証人訊問(インクイジチオ)の手続きが適用をみた。皇帝の役人でもある伯はこの集会を主宰し、証人(テストモニア)をパグス在住の自由身分の有産者から選抜した。それから伯は彼らを召喚し、誠実宣誓を行なわせて証言を強制した。

証人らとともに貴顕の士(ノビレス)も指定された場所に出向き、証人らが問題のマンスの境界を指示するのを実地検分した。法廷における伯は「スカビニ」と称される判決発見人によってもたすけられた。彼らは慣習法の十分な知識をもった有徳の人士であり、その特性のゆえに伯によって任命された。彼らは訴訟案件についての判決を発見して提案し、伯がそれを訴訟当事者に伝えた。

初期カロリング王権は、国王の諸権限の確立と王権の基盤たる王領地の獲得・拡大に努めていた。職権的証人訊問の手続きは、新しい形式の証明法であり、これによってピピンとシャルルマーニュは、彼らの目的をある程度まで達成することのできたのである。

#### 1. はじめに

中世初期の裁判がどのように行なわれていたのかという点に関する従来の研究は、部族法典や勅令などのいわゆる「規範的法源」をもとにして、訴訟手続きや裁判制度を体系的に再構成するとい

うものがほとんどであった。R.ゾームの『フランク法とローマ法』やF.L.ガンスホーフの「シャルルマーニュと司法の管轄」<sup>1)</sup>は、まさしくそうした作業のもっとも優れた実例であろう。しかるに、

\* 大妻女子大学 社会情報学部

部族法典はその通用したタイムスパンが長いだけあって、そこに含まれる規定そのものが、ある時点でどの程度有効に機能していたのか不明なところがある。また、勅令については発せられた年次はほぼ明瞭であるが、宛てられた地域によって内容は微妙に異なっており、発令年次の前後によっても内容に相互矛盾がみとめられたりもする。したがって、そうした規範的法源を、後世の史家が相互に矛盾なく解釈して裁判制度を整合的に再構成してみても、それは実際に存在したであろうものとはかなり異なった、虚構とならざるをえないのである。このようなかたちでフランク王国全域に通用する一般的な像を得ようとする試みは、きわめて困難であるばかりか場合によっては無意味ですらあると思われる。

他方、中世初期の裁判の具体的な事例は、国王文書、教会や修道院に残された私的な証書類、あるいは法律文例集のなかに、さほど多いとはいえないまでも散見される<sup>22)</sup>。地域を特定したうえで、そうした個別の事例に検討をほどこすことによって、中世初期社会に生きた人々の法生活を垣間見ることが可能であろう。またそうした事例研究を積み重ねつつ、法典や勅令の規定と対照するなどの作業を経ることによって、中世初期の裁判の一般的傾向や構造的性質を知ることもしようか。以下の論者は、九世紀初頭のアルプス北麓レーティエン（現オーストリア西部）でおこなわれた、土地所有権をめぐる訴訟事例を、そうした観点からとりあげ、種々の角度から検討・分析をほどこしたものである。

## 2. 史料試訳

『ザンクト＝ガレン修道院証書集』Nr.187 (807年2月7日)<sup>23)</sup>

「ロートヘルムスとフラヴィーノが不法に奪われた土地を判決により取り戻すこと」

神の名において。レーティエンの伯にして明晰なる人フンフレードゥスが、裁判集会において in mallo publico あらゆる法律事件に耳を傾け、正しい判決を下さんがためにランクヴァイルの邸館に滞在していた時、そこにロートヘルムスという

名の者が出頭し、伯に以下のことを訴えた。すなわちその者のマンスが不法にも奪われた、この土地はその者の妻の持分としてもたらされたものである、と。同時にフラヴィーノもこの土地が彼の固有財産 *propre sum*<sup>4)</sup>であったし、法にしたがって *legibus*<sup>5)</sup> 彼のものたるべきこと、その理由はこの土地が以前より彼の妻の曾祖母に *de tradavio uxoris sue* 由来するものであったからであり、しかしてこの土地は彼のものたるべきである、と [訴えた] (カギ括弧内筆者)。

このとき前述の伯フンフレードゥスは、そのパグス在住の証人たち *testimonia* を召集しつつ、われらが主君に捧げたる誠実さと誓約とを経て *per ipsam fidem et sacramento*、彼らを訊問した。ここにおいて彼らは知っているすべてのことを証言することになった。かくして彼らは陳述した。

「われらが主君に捧げたる誓約にかけて、われらはそこに単独の所有地を有するマードゥスなる男が居ることを知っています。われらは彼の土地の境界を知っています。つまりそれは、[本件にかかわる] マンスに隣接し境界を同じくしています。彼 [マードゥス] が声高に主張しているところによれば、その境界には叢林があり、一方の側には大きな川が流れており、双方の境界は石と樹木で [表示されていま] す。マードゥスが所有者であります。つまりところ、[隣接する二軒の] 家屋が上方 [の屋根の張出部分] で触れ合うがごとく、これら [ロートヘルムスとマードゥス] の所有権も触れ合っており、彼らの [共通の] 祖先クイントゥスの持分からして、法にしたがって彼らのものとされなければならないのであります。」

そこで上述の伯は、証人たちが [現地に] 赴いて彼らが陳述した境標を明示するよう命じた。そこで彼らはこれをなし、二つのマンスの間を分かっていたその境標を確定した。しかるにまた、伯が証人たちとともに差し向けた多数の貴顕の士ら *nobiles* が居合わせ、すべてが完全に成就された。かくしてこれらが終了するや、伯はこの法律事件について判決を下そうとしていたスカビニ *scabini* を訊問した。彼らは次のように陳述した。「出廷した人々の証言と伯閣下の職権的証人訊問

secundum vestra inquisitione にもとづいて、われらは次のように判決するものであります。二筆のマンスの間に位置する境標をもって分割・分離せられたるままに、これらの人々はいかなる反対もなく永遠に彼らの所有権を有すべきであります。さらに国庫に算入せられ、証人たちの面前で境標をもって分割されたものは、わが国王の持分として取り戻されるべきであります。」

それ故ロートヘルムスとフラヴィーノおよび彼らの子孫が、この一マンスについて将来いかなる反対もなく永遠に所有してよい旨の書状を、当該伯ないしスカピニから受け取ることが適切とされた。ランクヴァイルの王宮で開かれた公の裁判集会において、皇帝カールの治世七年目、フランクシアにおけるカールの治世三八年目、イタリアにおけるカールの治世三四年目の二月七日、フンフレードゥス伯のもとで、本状は作成された。祝福あれ、アーメン。

証人の名前は以下のとおり：Ualeriano, Burgulfo, Ursone, Stefano, Majorino, Ualerio, Lioncio, Uictore, Maurettonne, Fonteiano, Florencio, Siphone, Ualenciano, Quintello, Stradario.

スカピニの名前は以下のとおり：Flauino, Orsicino, Odmario, Alexandro, Eusebio, Maurencio, その他多数の者。

わたしパウロは請われて記録し署名しました。

### 3. レーティエンを取り巻く政治と法制

裁判集会が開かれているランクヴァイルは、アルプス北麓を流れ下った清水がライン川となってボーデン湖に注ぎ込むその右岸に位置し、南には司教座都市クール、北にはレーティエンの古都アウクスブルク、西にはザクト・ガレン修道院、湖畔にライヘナウ修道院と司教座都市コンスタンツがある。ランクヴァイルは幹線道路にそった軍事・交易・交通上の要衝として、ローマ時代から主要な都市であり、伯フンフレードゥスが滞在し裁判集会を開催した邸館は、レーティエン統治上の拠点のひとつであったと思われる。

レーティエンという地域名称は、ローマ時代の属州名に由来し、クール司教座はアルプス南麓の

北イタリアの司教座都市ミラノとの結びつきが強かった。西ローマ帝国が崩壊すると、レーティエンにはドナウ川の北からアレマン族が侵入・移住し、さらにイタリアが東ゴート族の支配下にはいったときには、アルプスを越えて当地にもその支配は及んだが、六世紀中頃以降はフランク族の力が浸透してくる。フランク王権がこの地域をどのように統治していたかは、史料が乏しくてよくわかっていない。ともあれメロヴィング時代の後期になると、レーティエンはイタリアのランゴバルド・北と西のフランク・東のバイエルンの間に立って、「太公 praesides」を中心に自立化をはたし、独自の支配秩序を保持していたようである<sup>6)</sup>。

八世紀にはいると、宮宰として権勢をほしいままにしていたカロリング家のカール・マルテルが、アレマン族居住地域の征服を敢行する。アレマン族の太公や豪族・貴族門閥の成員の多くは、壮絶な戦闘ののち惨殺された。カロリング権力はまた、旧太公領やアレマン豪族の所領を没収して国庫に編入し、あるいはこれを親カロリング的なアレマン貴族に委ね、さらに、散逸したり横領されたりしていた旧王領地や旧国庫領の再取得を強行していった。マルテルの子ピピンは、この世紀中葉、メロヴィング朝から王権を篡奪し、国内の反抗的な諸部族にたいして、制圧を目的とした軍事行動をおこしていった。ピピンや次のカール大帝も王権の実力的基盤として重要な王領地や国庫領の獲得に熱心であった。また、これと並行して征服地にはフランク貴族が送り込まれ、グラーフシャフト（伯管轄区）制度が導入されるとともに、裁判制度の整備なども進められていった。

アレマニエンと北イタリアの中間にあって、カロリング王権のイタリア政策上重要なクール＝レーティエン地域もまた征服の対象となったが、その過程はアレマニエンほどドラスティックではなかった。それはクール司教座の背後にランゴバルド王国の力が及んでいたからにはほかならない。この地にはヴィクトーリデンと称される門閥があり、この一族は長い間クール司教のポストと「プラエセス praeses」という世俗の権力的地位とを兼ね、「レクタ rector」と呼ばれていた。新王権は、

八世紀後半以降も、この門閥のコンスタンティウス、レメディウスという父子に、相次いで当地の聖俗両権力の保持とその行使を許している。806年と推測されるレメディウスの死後をはじめ、カロリング王権は当地への本格的な介入を開始する。ここにもグラフシャフト制度が導入され、レメディウスが生前に保持していた財産は「司教区と伯管轄区の間で再配分 *divisio inter episcopatum et comitatum* (BU I 39 Nr. 46 = *Epistolae Variorum* 309 Z23-28 Nr. 7)」されたという<sup>7)</sup>。政教分離の結果、クール司教区の司教になったのはヴィクトーアー世 Viktor I. であり、また本件訴訟を指揮していたフンフレードゥスこそは、カロリング王権がこの地域に置いた初代の伯であった<sup>8)</sup>。こうして、クラヴァデッチャーの言によれば、「レーティエンのローマ時代は国制・法制史の点でも終わった」<sup>9)</sup>のである。

九世紀初頭にグラフシャフト制が導入されて以降、レーティエンはフランク王権の発する勅令が妥当する地域となったが、それまでの当地では卑俗化されたローマ法がなお生きていたと言わねばならず、ここに住むローマ系住民にのみ適用をみたはずの『クールのローマ人法典』と、早くからこの地域に進出していたアレマン人むけの『アレマン部族法典』とが通用していた<sup>10)</sup>。前者は西ゴートのローマ人法典を基礎にして当時のローマ卑俗法を含んでいるが、その八世紀中頃と推定される成立については、フランク王権の影響が強かったとみるべきである、との説が有力である<sup>11)</sup>。また、その写本の残存状況から推して、『クールのローマ人法典』が私人の撰になる単なる法律書であり、実際には適用をみることはなかったのではなにかとの説もある<sup>12)</sup>。

これに反して『ザンクト・ガレン修道院証書集』には『アレマン部族法典』に直接言及する証書が二〇点以上もあり、実務においては部族法の体系が、なお有効であったことを示している<sup>13)</sup>。このことをもって、属人法主義的な法の適用という原則が、カロリング時代にも堅持されていたと解釈することもあながち不可能ではない。そうであれば、訴訟当事者の帰属する部族によって、それぞれの

部族法典が引き合いにだされる場面もあったと考えなければならないであろう<sup>14)</sup>。新王権が矢継ぎ早に発する勅令が一方に存在しながら、他方で古来の部族法典が実際の個々の裁判において適用をみていたのであれば、当然その間に矛盾が生じる場合もあったであろう。そうした場合、前者が優先されたであろうとの推測もなりたつのであるが、その詳細についてはいまのところ不明とするほかない。レーティエンがカロリング王権の支配体制に組み込まれたあとに起こされている、この訴訟においては、法廷の構成や訴訟手続きはいかなるものであったろうか。そうした点を中心に、史料解題のかたちで考察をすすめていきたい。

#### 4. 史料解題

##### 4-1(1) 勅令・部族法典からみた「マルス=プブリクス」

「マルス」は、カロリング時代の勅令には、“*mallum comitis*” (伯のマルス)、“*in mallum ante comitem*” (伯の面前でのマルス)、“*in mallo publico ad praesentiam comitis*” (伯の臨席のもとでの公的マルス)といった文言で表現されている (ポレティウス『勅令集』Nr. 139, c. 3, 10, 14, 15; Nr. 132, c. 2; Nr. 142, c. 1, 5; Nr. 61, c. 5; Nr. 40, c. 15; Nr. 170, c. 12)<sup>15)</sup>。「マルス」およびこれとほぼ同義に用いられる「プラキトゥム」は、フランク時代をつうじて、国王に対する誠実宣誓、閲兵、法の告知および裁判のために召集される集会のことであり、国制上重要な意味を有していた。上記諸勅令にみられる「マルス=プブリクス」は、伯によって召集・主宰され、判決の言い渡しとその執行も伯の権限とされている「裁判集会」のことである。伯が主宰できない場合の「マルス=プブリクス」は、伯の下僚ヴィカリウス・ケンテナリウスあるいは伯の代理人たるミッス (巡察使) によって主宰されることもあった。

「マルス」では、原告側の告発が必要であるが、これがない場合には伯が、弾劾手続きをとって原告として振るまうことができ (勅令 Nr. 91, c. 8)、あるいは裁判官たる伯が証人を選抜し宣誓させ、訊問することができた。この「マルス」では、

人格上の自由と土地財産に係わる訴訟、あるいは死罪相当の刑事事件が審理され、判決が下されるべきであるとされている(勅令 Nr. 64, c. 3; Nr. 65, c. 15; Nr. 102, c. 14; Nr. 80, c. 4)。また伯は、「マルス」をいつでも開催できるように場所を確保、維持しておかなければならず、獄舎や絞首台も備えておくべしとされていた(勅令 Nr. 77, c. 11; Nr. 61, c. 13; Nr. 62, c. 25)。ただし、「マルス」ないし「プラキトゥム」は、教会やその他の聖界施設内で開催されてはならず、また祝祭日に開かれることも許されていない(Nr. 29, l. 45; Nr. 67, c. 1; Nr. 259, c. 7, 8; Nr. 293, c. 79)。

伯は法廷の開かれる地域の住民に参集を命じ、訴訟に必要な証人や判決発見人(スカピニ)の出廷を要請した。自由人には「マルス」に参集する義務と権利とがあったが、カール大帝の発した勅令によれば、地域住民たる自由人、特に「パウベレス(貧しき者)」と称される有力ならざる自由人は、伯によってみだりに集会への参集を強制されることはなく、年に二回ないし三回の、伯が主宰する定期裁判集会にのみ出席すべしとされている<sup>16)</sup>。人々は入廷にさいしては武器を帯びてはならず(勅令 Nr. 40, c. 15, 16; Nr. 62, c. 16; Nr. 67, c. 1)、法廷に立つ者は、宣誓をおこなわなければならない。勅令の規範性や実際の適用に疑問が呈されているとはいえ<sup>17)</sup>、「マルス=プブリクス」が裁判集会としての法的性格を有していたことは、以上のような勅令の文言からも明白である。

勅令の規定が王国全域にあまねく妥当すべき規範的な法であったとすれば、部族法典は特定地域の特定部族ないし民族にのみ適用されるべき法である。『クールのローマ人法典』の訴訟法関係の規定には、フランクに特有な法律用語が多数まぎれこんではいるが、裁判集会(プラキトゥム)に関する規定は、四世紀のコンスタンティヌス帝やヴァレンティニアヌス帝の勅法あるいはパウルの見解録をベースにしており、これと九世紀の現実の法社会との間には大きな隔たりがあるといわねばならない<sup>18)</sup>。

他方、当該地域のアレマン系住民に通用したはずの『アレマン部族法典』の規定は、勅令の規定

に照応する点が多く、まず、太公や伯の封臣から「パウベレス」にいたるまでのすべての自由人に出廷義務があるとしている<sup>19)</sup>。その第36章には、(一)伯やケンテナリウスの主宰する裁判集会(コンヴェントゥス、プラキトゥム)の開催日程、(二)ユーデクスの主宰する「マルス=プブリクス」における訴訟手続き、(三)「パウベレス」の案件が審議される「プラキトゥス」への自由人、太公や伯の封臣の参会義務、審理未了の際の再審あるいは太公による調停工作、が定められている。(二)についていまいし詳細にみても、まず原告がユーデクスの主宰する「マルス=プブリクス」に訴え出る、原告は「プラキトゥム」に先立って訴因を述べる、原告が宣誓を欲するのであれば法にしたがって宣誓をする、次いで「マルス=プブリクス」が、伯や伯の代理人・ケンテナリウスの臨席のもとで開かれ、原告は法が定めている数の宣誓補助人とともに誓約し、保証人(証人)を差出し、担保物件を提出しなければならない、とされている。ユーデクスはこの訴えを法にしたがって調停し、あるいは訴人の隣人らに判決を委ねることもある、とされる。

第41章では、「人士ら populi の同意をえて太公によって任命されたユーデクス」でなければ、係争を裁くべく訴因に耳を傾けてはならず、ユーデクスは嘘つきでも偽誓者でもなく、ましてや賄賂を受け取るような人物ではいけない、とある。36章の(一)と(三)には、裁判長の地位に伯とケンテナリウスがおり、41章と36章の(二)には、「人士の同意をえて太公によって任命された」ユーデクスがいる。36章の(二)ではユーデクス主宰の「マルス=プブリクス」が、伯やケンテナリウス主宰の「プラキトゥム」に先行して開かれている。このことからテオドル・マイヤーはかつて、アレマニエン地域に伯=ケンテナリウスの系列と、太公=ユーデクスの系列との二様の裁判体系、つまりフランク的なそれと旧部族的なそれとの併存を立論した<sup>20)</sup>。

この点については、しかし、『アレマン部族法典』にあっては「ユーデクス」なる語が伯・伯の代理人・ケンテナリウスの総称として用いられている、とする C.ショットの研究結果<sup>21)</sup>と、『ザンクト・ガ

レン修道院証書集』では「マルス＝プブリクス」と「プラキトゥム」なる語彙は区別して用いられていない、という史料上の事実を対置しておこう<sup>22)</sup>。かりにマイヤーのいうとおり部族法典のなかに新旧二系列の裁判制度の痕跡がみとめられるとしても、それは八・九世紀の過程で実質的にはすでに意味を失っており、フランク流の訴訟システムに統合されていたと理解しても大過なかならうと思われるのである<sup>23)</sup>。隣接するレーティエンについてもほぼ同様のことが言えるのであり、九世紀初頭以降は、訳出した史料とほぼ同様の手続き、つまりは勅令の定めているような手続きによって、不動産の所有権をめぐる訴訟が進められているのである<sup>24)</sup>。

#### 4-1(2) 本件訴訟の当事者は誰か

本件訴訟は、レーティエンの伯フンフレードゥスがランクヴァイルで開催した裁判集会に持ち込まれた、土地所有権の帰属および境界線をめぐる係争事件を扱ったものである。冒頭に、当該不動産物件について訴人ロートヘルムスと、フラヴィーノなる者が登場している。このロートヘルムスが原告でフラヴィーノが被告であるとする考え方は成り立つであろうか。証書の冒頭の陳述は、双方が一つのマンズの所有権をめぐる言い争っているかの印象を与える。一方は「己れのマンズ *suum mansum*」であり、これは「妻の持ち分から *a parte uxoris sue*」手に入れたものであるとし、他方は「己れの固有の財産 *propre sum*」であり、「彼の妻の曾祖母から *de tradavio uxoris sue*」のものであったとする。この用語上の差異は、兩人の当該物件に対する権利に微妙な違いのあることを物語っているととも考えられる。しかるに、本証書末尾には「ロートヘルムスとフラヴィーノはいかなる反対もなく永遠に当該マンズを所有すべし」とあり、この兩人が一筆の土地を分け持っていたとの推測もなりたつのである<sup>25)</sup>。

兩人が共同の土地所有者であったと解釈すれば、訴訟の相手方は、証人たちの証言のなかに言及のあったマードゥスなる人物であろうか<sup>26)</sup>。マードゥスは、ロートヘルムスとフラヴィーノの所有

する土地に隣接する不動産物件の所有者として登場し、しかもその隣接する所以は、ロートヘルムスとの共通の祖先クイントゥスにあるという。双方は親戚関係にありながらも、隣接する不動産物件の境界線をめぐって争いを起こし、ロートヘルムスの側では思い余って伯の裁判所に訴え出たということであろうか。もしそう考えるのであれば、マードゥスが当事者として直接登場していないのは奇妙というほかない。したがってマードゥスへの言及がなされた理由は、推測の域をでないが、彼の所有地が係争の対象となっている土地に隣接しているため、境界線の確定に大いに利用できるという点に尽きるのではないだろうか。

本件訴訟の一方の当事者がロートヘルムスとフラヴィーノであったことは、言うまでもない。境界線がどのように引かれたのか、その判決の内容は不明とするほかないが、ロートヘルムスとマードゥスとの親戚関係が言及され、しかも後者の土地の境界線が明白であるところからして、線引きはロートヘルムスとフラヴィーノの主張や証人の証言にそって行なわれたと考えられる。それでは訴訟の相手方はいったい誰なのか。

本係争には隠された当事者のいることが、本証書の判決部分から判明する。判決では二筆のマンズの境界線の確定とロートヘルムス・フラヴィーノそれぞれの所有権の確認がなされたのち、「国庫に算入せられ、証人たちの面前で境標をもって分割された」土地は国王の取り分だとされている。つまり所有者の確定されたマンズ以外の土地の検分が併せておこなわれ、収公されたということである<sup>27)</sup>。本件訴訟当時、フランク王権はこの地にグラーフシャフト制を導入しつつあり、ランクヴァイルは伯権力の拠点としての位置を有していた。したがって、当地の邸館の周辺領域では新たに国王領の獲得が目指されており、本訴訟はそういう状況のなかで生じ、かつ国王領ないし官職領の増殖に利用されたというべきであろうか。

4-1(3) 証人と職権的証人訊問手続きについて  
中世初期のフランク人のあいだでは「告発なきところに裁判なし」という告訴主義の原理が支配

しており、法廷における証明も当事者間でなされることが原則であった。つまり、法廷ないし裁判官は、当事者や証人によって主張されたり証明されたりした事実を、検証し、あるいはそれに異を唱えることはできなかった。ところが、本件訴訟において用いられている「インクイジチオ（職権的訊問手続き）」は、一般の証人証言とは異なり、公権力（国王・巡察吏・伯）が指名する証人を出庭させ、宣誓のうえ証言するよう命じたものであり（勅令 Nr. 80, c. 3）、宣誓訊問手続きともいわれる。インクイジチオにもとづいて開かれた法廷は、当事者によって提出された証人をときとして排除し、真実をつきとめるための独自の活動をする権能ないし義務を有している。この手続きは、H.ブルンナーやH.ミッタースによれば、国庫の請求権を訴訟の危険から守るという目的で国庫に關係した訴訟にのみ適用をみたとされ<sup>28)</sup>、本件訴訟の事例は、まさしくこれにあたる。

伯や訴訟当事者の一方によって出庭を要請された証人は、カール大帝の発した勅令によると宣誓の前に適格性の審査と訊問を受けなければならず（勅令 Nr. 39, c. 11； Nr. 40, c. 21； Nr. 61, c. 1, 6； Nr. 44, c. 11； Nr. 102, c. 12）、これをパスしてはじめて法廷に呼び入れられ、伯による訊問にこたえて証言をなすことを義務づけられた。かかる証人は国王の罰金権のもとに置かれ、誠実宣誓のもとで証言を強制されたことになる。証人は、いうまでもなく係争事件についての知識を有していなければならず、原則として同じバグス（郷）住民のなかから選任されなければならなかった（勅令 Nr. 39, c. 11； Nr. 44, c. 11）<sup>29)</sup>。

証人となりうる資格についても、勅令はいくつかの条件をもうけている。803年のサリカ法典付加勅令（Nr. 39, c. 11）によれば、「バグスまたはキヴィタスにおいてそれぞれ最も高貴なる者（Optimus）が証人として用いられるべし」とされ、さらに818/819年の付加勅令によると、不動産をめぐる訴訟の証人は、まず係争物件の在るグラフシャフト内から選ばれねばならなかった（Nr. 139, c. 10）。しかも、825年の勅令（Nr. 165, c. 7）や829年のウォルムス勅令（Nr. 193, c. 6）によれば、

土地所有権にかかわる訴訟の証人となりうる資格の一つは、証人自身が土地所有者であることであった—「プロプリウムを有さず領主の土地に住む自由人について、彼らは他人の財産について証言を求められざるべし」—<sup>30)</sup>。バイエルンおよびランゴバルドの部族法典にも、証人は動産・不動産合わせて12ソリドゥス相当額あるいは人命金相当額の資産をもつ者、との規定がある。これは、証人が偽証をしたさいに科せられる罰金の支払い能力に関連しているとみられる<sup>31)</sup>。このほかに飲酒者の証言能力は無効とされる（勅令 Nr. 40, c. 15）など細かな規定もある。

伯フンフレドゥスは、当該バグス在住の証人15人を召集し、国王への誠実宣誓と誓約を行わせたのち、真実を証言させるべく法廷に招き入れた<sup>32)</sup>。証人たちの一致した証言によるとマードゥスなる男が「そこに単独の所有地を持っている“qui ibi habuit suum solum proprium”」とされ、この土地は本件マンスに隣接し境界を接しているという。マードゥスの所有権が単独のものであったことが、ロートヘルムス・フラヴィーノ両人が訴え出ている所有地との対比で強調されているように思われる。しかも双方の所有地は、両者の家屋の軒が触れ合うほどに、密接にかかわりあっており、それは双方の土地が彼らマードゥスとロートヘルムスの共通の先祖クイントゥスの持分に由来しているからであるという。つまり、隣接する二筆の土地は、幾代か前には共にクイントゥスの所有権下にあり、一方はマードゥスの手に、他方は妻の持参相続分としてロートヘルムスの手に入ったのである。フラヴィーノが権利を主張している土地も、こうした親戚関係のなかで相伝されたものかもしれない。本証書の文面を素直に読むかぎり、このように解釈することが妥当であろう。なお証人リストに見出される Quintello は、この Quintus と血縁上の関係を有していたと推定できよう。

これに続いて伯は証人たちに当該物件の所在地に赴き境標を明示するよう命じ、彼らはこれに従い二つのマンスの間を区分している境界を確定した。この際伯によって差し向けられた多数の貴顕

の士 *nobiles* もこれに立ち合い、ことは完全に成就された。証人とともに現地に赴いたノービレスは、在地の有力者、有徳の士であり、当該地域の事情や法慣習に精通した人々のことである。伯はこうした人士のなかから以下にみる「スカビニ」と称された「判決発見人」を選任することになっていた。

#### 4-4) スカビニ (判決発見人) について

カール大帝による裁判制度の改革の一つは、K. クレッシュェルの『ドイツ法史 I』によれば (S. 87f.)、スカビニ職の導入であるとされる<sup>33)</sup>。この制度は、しかし、カロリング朝の創設になるものではなく、すでにメロヴィング時代にも、裁判の都度任命されていた「ラキンブルギ *rachinburgi*」と呼ばれる判決発見人が存在した。これは、*rathimburgi*, *rationesburgii*, *raginporo* とも綴られ、その前綴りの *rachi-*, *ragi-*, *rathi-*, *ratio-* はいずれも、*Rath* = *consilium* (提言) の意味を有した。フリーセン人やザクセン人のもとに見出される *redjeva*, *radgibo* も「判決を提案する人」の意味をもっている。ラキンブルギからスカビニへの転換は、F.L. ガンスホーフによれば、八世紀第 4 四半期にまず北フランキアで始まり、その後各地に普及していったとされる。カールによる改革は、法の正しい適用を重視する観点から、判決発見人の仕事を一回限りの任務ではなしに終身の常勤職としたものである、とされる<sup>34)</sup>。

勅令の規定によれば、スカビニは通例、伯によってバグス住民の主だった人々の面前で任命され、選定に際しては、人格上自由にして上層に属する信仰心厚い廉直な人物が対象とされるべきであり、不名誉な判決を受けた者や不名誉な生まれや職業の者は相応しくないとされている (Nr. 61, c. 11; Nr. 35, c. 58; Nr. 62, c. 22, 28; Nr. 192, c. 3)<sup>35)</sup>。国王巡察吏は、また、伯裁判所ごとに七名ないし十二名のスカビニを当該地域の名士から選任した。選任にあたって巡察吏は、伯や在地の人士 (*populi*) と協議して選定を行ない、その名簿を王宮に提出することとされている (勅令 Nr. 40, c. 3; Nr. 192, c. 2, 3; Nr. 278, c. 9, 11)。

彼らは職務宣誓をしたのち伯の法廷で判決発見人として活動した<sup>36)</sup>。伯は裁判の進行にあたってスカビニを欠いてはならなかった。スカビニは土地の事情や法慣習に精通しており、またフランク王国では十世紀の中頃まで属人法主義が効力を保っていた関係上、広域を管轄する巡察吏や伯にとっては、スカビニの存在は文字どおり不可欠であったというべきであろう<sup>37)</sup>。スカビニはそれ故、判決発見に先立って、伯の主宰する法廷において訴訟当事者を訊問することもあり、提出された証拠書類を審査することもあった<sup>38)</sup>。

“*scabinus*” は “*scapjan*” に由来し、その語義は「創造、斡旋、判決する人」であり、ローマ時代には陪席判事の意味を有したという。カロリング時代の史料におけるスカビニは、*judices* (裁判官)、*auditores* (傾聴する者)、*judicarii* (審判者)、*legum latores* (法提案者)、*legum magistri* (法指揮者)、*legis doctores senatores* (法に精通した有力者) とも言い換えられており、その司法的性格は明白である。またスカビニは、*scabini palatii* (王宮のスカビニ)、*scabini dominici* (国王のスカビニ) とも称され、国王権力との深い結びつきが明示される一方で、「国王巡察吏のスカビニ」や「伯のスカビニ」といった表現も見出される。後者は、地方の裁判集會を主宰する巡察吏や伯と、地元の事情に精通するスカビニとの密接な関係を物語るものであろう。スカビニはまた、時として「*boni homines* (善き人)」<sup>39)</sup>とも言い換えられることがあり、この言葉からは彼らの社会的地位の高さが推し量られる。

なおスカビニの任期は原則終身であったが、巡察吏は悪質なそれを解任する権限を付託されており (勅令 Nr. 86, c. 1, 2; Nr. 192, c. 2)、取賄や不正な判決をなしたスカビニは監視人により王のもとに送致されるべしとされている (勅令 Nr. 192, c. 14)。また九世紀初頭の勅令によれば、スカビニとはべつに伯の封臣や身分の高い者らが判決発見人として出廷するよう要請される場合もあった (*vassi*, *vassalli comitum*: 勅令 Nr. 61, c. 5; Nr. 62, c. 13; *maiores natu*: 勅令 Nr. 40, c. 20; Nr. 44, c. 16)。本訴訟記録に見られる「貴



頭の士 *nobiles*」のなかには、これに匹敵する有力者が存在したとして間違いなからう。

以上の勅令を中心とした考察に反して、『クールのローマ人法典』や『アレマン部族法典』には「判決発見人」のことがひとことも述べられていない。このことから、H.ミッターイスは、クール・レーティエンやアレマニエンの裁判制度はフランクのそれとは異なるものであったと推測した<sup>40)</sup>。しかし、『ザンクト・ガレン修道院証書集』に含まれる、九世紀初頭の裁判集会（プラキトゥム）で作成された二通の証書では、それぞれ二二人と二七人の証人のほかに一四人あるいは八人の「判決に加わったユードクス」（*judices, qui hoc judicaverunt*）が在廷していたことが明らかである<sup>41)</sup>。さらに、C.ショットやH.K.シュルツェは、『チューリッヒ証書集』やライヘナウ修道院に伝わる法律文例集を史料として用いながら、カロリング時代のレーティエンやアレマニエンの裁判廷が、(一)裁判長たる伯、(二)判決発見人たるユードクスないしラキンブルギ（スカビニ）および(三)証人・陪席・傍聴人たるパグス住民の三部分から構成されていたことを証明している<sup>42)</sup>。

伯は、この訴訟について判決を提示することになっていた上述の「スカビニ」を、法廷に招き入れた<sup>43)</sup>。スカビニは、証人の証言と伯による職権的証人訊問とに即して、(一)ロートヘルムスとマードゥスのマンスは、その間にある境標の位置で分割され、境界が確定されるべきこと、(二)ロートヘルムスとフラヴィーノ二人の所有権は永遠に保証されるべきこと、(三)証人の面前で国庫領と宣せられ境標によって分割されたところのものは国庫に取り戻されること、の三点を提議した<sup>44)</sup>。あわせて訴人兩名は問題のマンスについて永遠に所有権を保証されるよう、伯ないしスカビニから証書を交付してもらおう言い添えられた。

## 5. 判決と本件裁判の歴史的意義

「スカビニ」の提議がそのまま本件の判決となったことは、ほぼ間違いのないところである。「法にしたがって己れのものたるべきである」との訴人の主張が通ったのである。この場合、「法

*legibus*」が『アレマン部族法典』や勅令の、不動産の所有権に関する個々の規定を想定しているのか、それともそこに見出される訴訟手続き規定一般を意味していたのかは、にわかに判断しかねる困難な問題である。場合によっては、スカビニによって発見されるであろう判決が意味されている可能性もないわけではない<sup>45)</sup>。

すでに述べたように、当該訴訟記録は、最後段にいたって奇妙な結末を物語っていた。議論の中心はロートヘルムスとフラヴィーノが所有していたマンスの所有権の確認およびこれとマードゥス所有のマンスとの境界線の確定にあり、判決もこれを追認しているのであるが、後段にいたるまで一切問題とされることのなかった国庫領の確定が突如としてなされている。しかもそれは、二つのマンスの境界線確定の所産、つまり当該二マン스에 帰属しない部分を国庫領に指定するという形で進められている。職権的訊問手続きがとられているのも、本係争が国庫領とかかわりをもっていったからにはほかならない。

カロリング王権は、クール司教座を中心に権勢をふるっていたレメディウス一族が一手に掌握していた土地を収公した。それを司教区と伯管轄区とに配分するに際して、メロヴィング時代以来の旧国庫領の検分が行なわれ、ロートヘルムスとフラヴィーノの土地さえもが、あらたに国庫領に編入されそうになる<sup>46)</sup>。そうした状況のもとで、兩人によってこの訴訟が起こされたとみて大過なからう。この訴訟は、かかる情勢のなかにあつて、国王の罰令権が強力に貫徹されるインクイジチオという法手続きのもとにおこなわれ、しかもカール大帝による革新の結果うまれたとされる、慣習法や地元の事情に精通したスカビニによる判決の発見とその提案を受けている。

カール大帝がこうした行動にでたことには、ふたつの理由があつた。ひとつは王家としての伝統やカリスマ性を未だもつにいたらない新王朝にとって、王領地や国庫領が王権の実力的基盤としてきわめて重要であることを承知していたからにはほかならない<sup>47)</sup>。いまひとつは、それにもかかわらず、多民族・多部族国家としてのフランク王国の

統治にあたっては、在地の有力者や事情通の協力をいかなる形においてであれ得なければならず、スカビニの制度はそのひとつのあらわれとあってよいであろう。これと並行して、当地にはフランク貴族が送り込まれ、グラーフシャフト制度が導入されるとともに、裁判制度の整備などが進められていったのである。本件訴訟は、それ自体としては小さな出来事であるが、王権にとってもっとも重要な王領地や国庫領の創出や再取得にむけてなされた尽力の、その一端があらわれたものと解することができるであろう<sup>48)</sup>。

### 注

- 1) Rudolf Sohm, *Fränkisches Recht und römisches Recht, Prolegomena zur deutschen Rechtsgeschichte*, ZRG., GA.1, 1880 (久保正幡・世良晃志郎訳『フランク法とローマ法—ドイツ史への序論—』岩波書店); F.L.Ganshof, *Charlemagne and the administration of Justice*. in: *Frankish Institutions under Charlemagne*. 1968.
- 2) Rudolf Hübner, *Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit*. Neudruck der Ausgabe Weimar 1891-93, 1971. この書物には、本稿の対象とする八世紀中頃から九世紀末までのおよそ一五〇年間については、約四〇〇点の裁判関係の史料の概要が収められている。
- 3) Hrsg. v. H. Wartmann, *Urkundenbuch der Abtei St. Gallen* (以下 WUB. と略記). Teil 1. S. 177f. ただし本稿末尾に掲げた校訂済みのテキストは Hrsg. v. Staats- und Stiftsarchiv St. Gallen, Bearb. v. F. Perret, *Urkundenbuch der südlichen Teile des Kantons St. Gallen*, Bd. I. 1951, Nr. 24. によった。
- 4) 原文では“propresum”と綴られており、新開墾地の意味であるが, Goldast, *Alamannicarum Rerum Scriptores t. II*. S. 81, Nr. 99. ではこれを“proprie suum”と読むべしとしている。試訳では F.ペレットによる校訂“propre sum”に従っておいた。
- 5) F.ペレットは「法にしたがって legibus」について『クールのローマ人法典』の参照を注記しているが、複数形であることから、法典だけでなく、勅令やスカビニ(判決発見人)によって見出される判決をも意味していると考えられる。傍証としては、『ローマ人法典』と判決発見人による判決を並記している Beyer *Mittelrhein. UB I S. 41, Nr. 37* (797年)がある。なお中世初期の「レクス lex」の意味については, K.クレッセル「法の発見—ある近代的概念の中世的基礎—」同(石川武監訳)『ゲルマン法の虚像と実像—ドイツ法史の新しい道』(創文社, 1989年)所収, 127頁以下参照。
- 6) 初期中世のクール・レーティエン史については, O.P. Clavadetscher, *Churrätien im Übergang von der Spätantike zum Mittelalter nach den Schriftquellen*. in: *Von der Spätantike zum frühen Mittelalter. Vorträge und Forschungen XXV*, 1979.
- 7) このかんの事情については前田俊哉「カロリング王権下のグラーフシャフト」(『中世の自由と国家 下』)所収, 創文社)参照。
- 8) クール司教ヴィクトーアによる所領回復の誓願および訴訟についての史料が残っている。R.Hübner, *Gerichtsurkunden*, Nr. 268. (831年)参照。また, フンフレドゥスについては, Michael Borgolte, *Geschichte der Grafschaften Alemanniens in fränkischer Zeit*. *Vorträge und Forschungen, Sonderband 31*, 1984, SS. 219-229. 同伯はまた同時にイストリアの辺境伯でもあって, 808年には皇帝カールの巡察吏として教皇レオ三世のもとに赴いている, 有力な帝国貴族の一員であった。さらに同伯は, カール大帝からイエスにまつわる聖遺物を授けられ, その崇敬を目的としてチューリッヒ湖とヴァーレン湖の間の地にシェーニス女子修道院を建立したといわれている(814-823年)。A.Borst, *Mönche am Bodensee 610-1525*. 1978, S. 70ff.
- 9) O.P. Clavadetscher, a.a. O.S. 174.
- 10) 訳出した訴訟記録に登場する証人やスカビニなどの人名のうち4分の3はローマ系であり, 残る4分の1がアレマン系である。ドナウ以南のアルプス北麓へのアレマン人の移住は, 五世紀末から六世紀にかけておこなわれている。『クールのローマ人法典』に追録されている「レメディウスの勅書 *Capitula remedii*」の第3項には「司教レメディウスの支配権に帰属するローマ人」なる文言がみられる。
- 11) こうした点については Hrsg. v. Meyer-

- Marthaler, Die Rechtsquellen des Kantons Graubünden. Lex Romana Curiensis 1959.; Ders., Römisches Recht im Rätien, Schweiz. Zeitschrift f. Geschichte, Beiheft 13, 1968.; Claudio Soliva, Die Lex Romana Curiensis und die Stammesrechte, in: Hrsg. v. C. Schott, Beiträge zum frühalemannischen Recht. 1978.
- 12) しかしながら, このローマ人法典が実際の適用をみている例は、『ザンクト・ガレン修道院証書集』(Nr.421, 852/59年)にあり, 「法典が示すように前述のファルシチアたる4分の1を除き」という文言が見出される。これは, 紀元前40年のファルキディア法にいう遺贈財産の4分の1を指しているのであるが, 『クルルのローマ人法典』のVIII-5, XVIII-3, XXII-11では「ファルシチア」という語形に変形しており, 証書集はこれを承けている。また, 本法典追録の「レメディウスの勅書」には「わが法典に書かれているところにしたがって secundum quod in lege nostra scriptum est」という文言が見出される(LRC.Capitula Remedii, c. 9, De furto)など, わずかながら反証もある。
- 13) WUB.Nr. 185, 203, 360, 363, 377, 378, 379, 382, 393, 394, 402, 428, 436, 437, 490, etc.
- 14) C.Schott, Pactus, Lex und Recht. in: Hrsg. v. W. Hübner, Die Alemannen in der Frühzeit. 1974.『アレマン部族法典』の写本の残存状況から, その実際の運用, とくに属人法主義的な適用を推測するライムント・コッチェの研究(R. Kottje, Zum Geltungsbereich der Lex Alamannorum. in: Die transalpinen Verbindungen der Bayern, Alemannen und Franken bis zum 10. Jahrhundert, Hrsg. v. H. Beumann und W. Schröder, 1987)にたいして, C. Schott, Zur Geltung der Lex Alamannorum, in: Die historische Landschaft zwischen Lech und Vogesen. Forschungen und Fragen zur gesamtalemannischen Geschichte, Hrsg. v. P. Fried und W-D. Sick, Augsburg, 1988; H.Siems, Zur Problemen der Bewertung frühmittelalterlicher Rechtstexte. Zugleich eine Besprechung von R.Kottje, Zum Geltungsbereich der Lex Alamannorum. in: ZRG. GA. 106, 1989.らの批判, 反批判がある。
- 15) 「マルス=ブプリクス」の詳細についてはF.N. Estey, The meaning of placitum and mallum in the capitularies. in: Speculum 22, 1947, pp. 435-439.; F.L.Ganshof, a.a.O.S. 79f.
- 16) Nr. 104, c. 4; Nr. 102, c. 14; Nr. 61, c. 5; Nr. 141, c. 14. 勅令では, 「証人やスカビニ(判決発見人)としての出廷はこの限りにあらず」とされているから, バグス住民の出廷義務の意味するところは単なる傍聴人としての出席, あるいはスカビニによって発見された判決提案への賛同表明にあったということであろうか。H.ミッターイス(世良晃志郎訳)『ドイツ法制史概説』(創文社)103頁参照。
- 17) 西川洋一「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚え書」(『北大法学論集』41-5・6合併号, 1991年)参照のこと。
- 18) たとえば注12)でみた『ザンクト・ガレン修道院証書集』に収められている証書(WUB. Nr. 421)では, 紀元前40年制定のファルキディア法 Lex Falcidiaに由来する遺産相続分への言及があるが, 証書の書き手は falsitia と綴っており, その本来の意味を認識していないと推測される。O.P. Clavadetscher, a.a.O.S. 177f.また, 九世紀初頭の当該地域における土地所有関係の訴訟文書(WUB.Nr. 354)では, ユーデクス二人とスクルダチオー名, さらに四名の証人の立合いのもとに裁判が進められている。この裁判は「マルス=ブプリクス」ではなしに“amallo”という動詞で表記されており, 二人のユーデクスによって判決が言い渡されているなど, その構成や手続きは明らかにローマ人法典の示すものとは異っている。
- 19) Hrsg.v. K.A. Eckhardt, Leges Alamannorum, Germanenrechte Neue Folge, 1962.なおアレマニエンの裁判制度のあり方を, 部族法典・修道院証書集・法律文例集を史料として具体的に考察している, H.K.Schulze, Die Grafchaftsverfassung der Karolingerzeit in den Gebieten östlich des Rheins. 1973, S. 71, 114, 142, 146, 343f.参照のこと。
- 20) Th.Mayer, Staat und Hundertschaft in fränkischer Zeit, in: Mittelalterliche Studien. 1959, 2., Nachdruck 1972, S. 120f.
- 21) C.Schott, Pactus, Lex und Recht.S. 157ff.
- 22) 『ザンクト・ガレン修道院証書集』には, 「マルス=ブプリクス」において証人が集まり証書を作成している例が九(Nr. 11; Nr. 187; Nr. 244; Nr. 246; Nr. 446; Nr. 565-7; Nr. 609; Nr. 643), 「イン・ブプリコ・ブラキト」は五例(Nr. 297;

- Nr. 325; Nr. 582; Nr. 639; Anhang Nr. 7) 含まれている。しかし、「マルス=ブブリクス」と「ブラキトゥム」との間に区別性は認められない。
- 23) R.シュブランデルは「初期中世のフランケンおよびアレマニエン地域における土地所有分布と裁判秩序」という小論のなかで、フランケンには有力者と小農民の法廷に加えて不自由民の案件を処理する裁判集会という三つの裁判が併存したが、アレマニエンには一類型の裁判—自由農民のそれ—しか存在しなかったと推測している。R.Sprandel, Die Frühmittelalterliche Grundbesitzverteilung und Gerichtsordnung im fränkischen und alemannischen Raum. in : Hrsg. v. Franz Quarthal, Alemannien und Ostfranken im Frühmittelalter. 1984, S. 53, 56.しかし、「パウベレス」が損害を被らないように、自由人や家士は出廷をこぼんではいけないという『アレマン部族法典』の規定からは、二種類の裁判廷の存在が暗示されているとも解釈できるのであるが、この点についてはさしあたり名城邦夫「初期中世中部ドイツにおける社会構造—フランケンとチューリンゲン—(2)」『名古屋学院大学論集<社会科学篇>』29-2号, 1992年, 43頁以下を参照。
- 24) WUB.Anhang Nr. 17(810-820); Nr. 263(821年); Anhang Nr. 18(816-836).
- 25) マルクス主義史家ネウスイーヒンはかつてロートヘルムスとフラヴィーノを従兄どうしであったとし、ロートヘルムスが、妻と従兄フラヴィーノから得た土地をマードゥスなる男に不法に奪われたために訴え出たと解している。その根拠は、証人証言中の“de parte avii illorum Quinti”なる文言を、「彼らロートヘルムスとフラヴィーノの(共通の)祖父クイントゥスから」と訳すことにある。こうして、ネウスイーヒンによれば、クイントゥスの持っていた一筆の「共同体的持分」が、孫の代になって従兄どうしのロートヘルムスとフラヴィーノによって「共同占有」されているとされた。「八〜一〇世紀の南部ならびに西南ドイツにおける共同体の構造—自由な農民層の残存物が併呑される過程にかんする問題によせて—」林基・山岡亮一監修、国本哲男・福富正美訳編『ゲルマン共同体の基本構造—階級社会への移行の多様性と封建制度の成立—』(有斐閣)94頁以下。しかし、この同じ史料を訳出しているK.クレッシェルによれば、ロートヘルムスのマンスは「妻の持分」、フラヴィーノのそれは「妻の曾祖母に由来するもの」とされており、両者の血縁関係は明示されていない(K.Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte I <bis 1250>, 1972, S. 90ff.)。
- 26) わが国では、岩野英夫氏がこの史料の全文を訳出しておられるが、たとえばロートヘルムスとフラヴィーノとを夫婦と考えているなど、にわかには信じがたい点がある。岩野英夫『成立期中世の自由と支配—西欧封建社会成立期の研究序説』(敬文堂)284頁以下および169頁。
- 27) H.Brunner, Zeugen-und Inquisitionsbeweis der karolingischen Zeit, in : Forschungen zur Geschichte des deutschen und französischen Rechtes, 1894, S. 210.によれば、訴人ロートヘルムスの所有地に隣接していた国庫領が境域を越えて侵入したことが訴因であるという。
- 28) H.Brunner, a.a.O.S. 146ff., H.ミッターイス『ドイツ法制史概説』第20章—2参照。この手続きは教会領がらみの訴訟にも適用されるようになる。F.L.Ganshof, a.a.O.S. 91f.
- 29) ガンスホーフによればカール大帝の治世期間中は、訴訟の相手方は別個の証人をたてることができなかったという。F.L.Ganshof, a.a.O.S. 89f.これが可能とされるのは敬虔帝の時代になってからである(勅令 Nr. 134, c. 1; Nr. 135, c. 1; Nr. 139, c. 10)。
- 30) 証人15人は試訳にもあるように「バグス在住」であり、そのうち三人は『ザンクト・ガレン修道院証書集』の他の証書によって土地所有者であることがわかり(WUB.Nr. 224; Nr. 256; Nr. 290), 別の三名は土地所有権の移転を内容とする他の人の法律行為にも証人として立ち合っている(WUB. Nr. 224; Nr. 235; Nr. 243; Nr. 256; Nr. 290)。
- 31) 世良晃志郎訳『バイエルン部族法典』第17章の2項ほか参照。
- 32) 『ザンクト・ガレン修道院証書集』には二〇人を越える証人が立ち合っているケース(WUB.Nr. 49)から五〇人を越える事例(WUB.Nr. 426)までさまざまある。
- 33) カール大帝による司法制度改革は、R.マッキテリックによれば769年頃とされている。R. Mckitterick, The frankish kingdoms under the carolingians, 751-987, 1983, p. 91 ff.なおスカビニによる法発見についてのすぐれた法史的考察,

- K.クレッシェル「法発見」を参照せよ。
- 34) F.L.Ganshof, a.a.O.S. 77ff.
- 35) R.Sohm, Die fränkische Reichs- und Gerichtsverfassung. 1871, S. 354.; K.Bosl, Franken um 800. 1969, S. 52ff.
- 36) K.Bosl, a.a.O.S. 84.
- 37) H.M.Cam, Suitors and Scabini. p. 190. in: Speculum 10 (1935).
- 38) F.N.Estey, The scabini and the local courts. p.121, in: Speculum, 26 (1951).
- 39) スカビニの社会的地位についての研究は、エスティによって先駆的に試みられてきた。彼は同時代の同一地域に残る多数の証書を検索してスカビニの司法的な活動を洗い出し、スカビニが、複数のバグスにわたって活動しており、「ボニ=ホミネス(善き人)」と称される地方の名士であり、比較的有力な土地所有者でもあったことを明らかにした。彼らのなかには国庫領を下賜された国王の家臣(fideles)も居り、土地の事情に通じ、地元の人々に一目置かれた存在であったという。Estey, a.a.O.S. 123ff.; K.Nehlsen von Stryk, Die boni homines des frühen Mittelalters unter bes. Berücksichtigung d. fränk. Quellen. 1981, S. 50ff.
- 40) H.ミッターイスによれば、スカビニの制度はシュヴァーベン(アレマニエン)では確立されなかったという。上掲翻訳書第20章-2-2-(a)。しかし、ライヘナウやザンクト・ガレンの法律文例集では“judicibus nostris vel reginburgis nostris vel judicibus constitutis”とあり、また十世紀初頭の文書(Vaissette II Nr. 163 a. 918)でも“judices, scaphinos et ragimburgos”とあり、ユーデクスとラギンブルギとスカビニが同格・同義であったことが示されている。このことからして、ミッターイス説はいささか性急な結論であったといわねばならない。
- 41) WUB.II, A. 17 (810-820年), 18 (816-836年)。
- 42) C.Schott, Pactus, Lex und Recht, S. 159ff. UB Zürich I, S. 81, 91, 99, 103.; H.K. Schulze, a.a.O. S. 142f. MG. FF.S. 362, Form. Aug. coll.B. Nr. 40: “comes, iudices, reginburgi, aliis pagensis primis ibidem sistentibus”この史料はライヘナウ修道院に伝わる八、九世紀の法律文例集に含まれた、動産の横領をめぐる伯主宰の裁判(ブラキトゥム)記録用の書式であり、本件訴訟とほぼ同時代、同地域に属する。ほかに財産の不法収公や隸属民の所有をめぐる訴訟を扱っている Nr.22,23 がある。
- 43) スカビニとして証書末尾に名を連ねている者のなかに、原告の一人フラーヴィーノと同名の者が見出される。
- 44) なお、スカビニによって発見された判決の受け入れを拒否せんとする者は、単なる再審を求めることはできず、既決の係争事件を再提訴してそれが発覚した者は、スカビニによって杖で叩かれる刑罰を受けた(勅令 Nr. 39, c. 10; Nr. 59, c. 10)。判決に不服がある者は、したがって、スカビニを相手取って誤審判決をめぐる訴訟を王の法廷に提起することとされていた(勅令 Nr. 44, c. 8; Vgl. Nr. 69, c. 7)。
- 45) レックス lex が法手続きを意味していたとする K.クレッシェルの考えや、スカビニによって発見された判決こそが「法」とであるという考え方については、若曾根健治「中世的慣習概念をめぐる諸問題」『熊本法学』75号、1993年を参照のこと。また判決発見人のその後の展開についても、同「判決発見過程と訴訟当事者—中世的裁判と理念型の形態について—」(熊本法学会編『法学と政治学の諸相』所収、成文堂、1989年)を参照。
- 46) 強引な収公がおこなわれていたであろうことは、ライヘナウの法律文例集に収められている一史料からもわかる。そこでは収公された所領についての再審が国王巡察吏のもとで進められ、インクイジチオの手続きにより三名の証人に証言が求められたのち皇帝の命により、土地の返還が判決されている(Form. Aug. Coll. B Nr. 22, MGH.FF, S. 357.)。また『ザンクト・ガレン修道院証書集』にも、当院に寄進された土地が国庫に収公されてしまい、懇請の結果あとになって返還されている例がいくつかある(WUB. Nr. 233; 263)。
- 47) カロリング朝の王領地政策については、下野義朗『西欧中世社会成り立ちの研究』(創文社、1992年)第1章第2節を参照。
- 48) 817年から825年にかけて「スクルダチオ esculdatio」の肩書きをもつフォルクヴィン Folcvin なる人物によって、当地ランクヴァイルを中心に積極的な土地の集積が進められている。WUB. Nr. 224(817), 235(818), 243(819), 250(820), 253-256(820), 259(820), 262(820), 264(821), 289-290(825), 293(825)。この動きを国庫領ないし伯の官職領創設のためと考えることもできよ

う。またフンフレードゥスの後任の伯ロデリッヒは、その暴虐ぶりを糾弾されてもいるが、そのなかには行きすぎた収公もあったであろう。

#### 訳出史料原文

WUB.Nr. 187 = UB. Südl. Teile Kantons St. Gallen Nr. 24, Rankweil 807, Februar 7. In dei nomine. Cum resederet Unfredus, vir inluster, Reciarum comis, in curte ad Campos in mallo publico ad universorum causas audiendas vel recta iudicia terminanda, ibique veniens homo aliquis nomine Hrothelmus proclamavit eo, quod in contra drectum suum mansum ei tol-latum fuisset, quod ei advenit a parte uxoris sue, simul et Flauino, et propre sum fuisset et legibus suum esse deberet, quia iam de tradavio uxoris sue fuisset; idcirco suum esse deberet. Tunc praedictus comis, convocatis illa testimonia, qui de ipso pago erant, interrogavit eos per ipsam fidem et sacramento, qua nostro domno datam haberent, quicquid exinde scirent veritatem dicerent. At illi dixerunt: per ipsum sacramentum, quod domno nostro datum habemus, scimus, quia fuit homo quidam nomine Mado, qui ibi habuit suum solum proprium, cuius confinium nos scimus, qui adiacet et confinat ad ipso manso, unde iste proclamat, in quo illi arboredus est, et de uno latus aqua cingit et inter eos terminum est in petris et in arbores; ipse est dominus; nam sicut illa edificia desursum coniugunt, istorum hominum proprium est et illorum legibus esse debet de parte avii illorum Quinti. Tunc praedictus comis iussit, ut ipsa testimonia suprairent et

ipsos terminos ostenderent, quod dicebant; quod ita et fecerunt et ipsos terminos firmaverunt, qui inter illa dua mansa cernebant. Sed et plurimi ibidem adfuerunt nobiles, quod ipse comes cum eis direxerat; quod et omnia pleniter factum fuit. Ut autem haec finita sunt, interrogavit ipse comes illos scabinios, quid illi de hac causa iudicare voluissent. At illi dixerunt: Secundum istorum hominum testimonio et secundum vestra inquisicione iudicamus, ut sicut divisum et finitum est terminis positus inter ipsos mansos, ut isti homines illorum proprium habeant absque ullius contradictione in perpetuum; et quod in dominico dictum et terminis divisum coram testibus fuit, receptum sit ad parte domni nostri. Propterea oportunum fuit Hrothelmo et Flauino cum heredibus eorum, ut exinde ab ipso comite vel scabinis tale scriptum acciperent, qualiter in postmodum ipso manso absque ullius contrarietate omni tempore valeant possedere. Actum curte ad Campos, mallo publico, anno VII imperi Caroli augusti et XXXVII regni eius in Francia et XXXVIII in Italia.

Datum VII id. febr., sub Umfredo comite feliciter amen. Haec nomina testium: Ualeriano, Burgulfo, Ursone, Stefano, Majorino, Ualerio, Lioncio, Uictore, Maurettone, Fontejano, Florencio, Sipfone, Ualenciano, Quintello, Stradario. Et hec nomina scabiniorum: Flauino, Orsicino, Odmario, Alexandro, Eusebio, Maurencio, quam etiam et aliis plurimis. Ego itaque Bauco rogatus scripsi et subscripsi.

**Scenes of trial in the frankish Kingdom (1)**  
 — The procedure of inquest and judgement-finders —

YOSHINOBU MORI\*

\* *School of Social Informations Studies, Otsuma Women's University*

**Abstract**

In the early 9th century Churrätien was incorporated into the carolingian Kingdom. In Rankweil in this region an assembly of trial (*mallus publicus*) was held at that time. Two landowners appeared in court and charged *fisc* with aggression upon their landownership.

To this trial concerning confiscation of private domain by kingship, the procedure of inquest (*inquisitio*) was applied. The count, the king's official, presided over the assembly and selected witnesses (*testimonia*) from the rich and free men of *pagus*. He convoked them and ordered them to give evidence under oath.

Together with these witnesses noble men (*nobiles*) went to the designated place and inspected the scene how the witnesses were indicating the border of the *mansus* in question. The count was aided in court also by judgement-finders who were called *scabini*. They had a more thorough knowledge of customary law and were qualified by their virtues. On account of their merits they were appointed by count. They found and proposed judgement, and the count delivered it to the parties.

The early carolingian kingship made efforts to establish the rights of king and to enlarge the king's estates as the material base of sovereign power. In my view, the procedure of inquest was the new mode of proof, by which Pepin and Charlemagne could fulfil their purposes in due degree.

**Key Words** (キーワード)

フランク王国 (Frankish monarchy), 裁判集会 (Assembly of trial), 伯 (Graf), 証人 (witness), 職権的証人訊問 (procedure of inquest), 判決発見人 (judgement-finder), クール=レーテイエン (Churrätien)